沈黙した島田証人（会社）

上村裁判　あばかれた裏のねらい

上村裁判公判は、六日福岡高裁で開廷。会社側の島田証人が証言台に立った。

この日は会社側弁護士から補充尋問の後、ほとんど組合側弁護士による反対尋問についやされた。

初めに角銅立身弁護士が、ついで藤本弁護士が尋問に当たったが会社側の期待は大きくはずれ、証言のインチキさが完全にさらけだされてしまい、公判にかけつけた人びとをあきれさせた。

島田証人は、昭和三十九年の六月末に、三川鉱の上層三十六昇で自然発火の徴候のあることを入づてに知り、さっそく指揮をとって現場の密閉作業に当たったことを明らかにした。つまり、「密閉は完全に行った」ということを証明するためだった。

いずれにせよ会社の保安管理体制は完全だった、とくり返し述べた。故上村さんの命を呑みこんだ坑内火災のときも、前日まで何ごともなかったとも広言した。

同時に藤本弁護士の尋問を通じながら、同証人はまた、自然発火の直前の徴候を示す白煙が確かめられるまで、古洞臭がただよい始めてからほぼ一週間ほどを要したと証言した。

そこで「保安管理が完全だったのに、なぜ自然発火が起きたか。臭気を感じてから、白煙が見られるまで一週間もかかった自然発火が、坑内火災のときに限って、突然起きたのはなぜか」、と問われると、も早や返す言葉なく黙りこんでしまうありさまだった。

会社側が窮地に立っていることは、だれの目にもかくしようがなかった。

19分会の話合い申入れを会社側が拒否

十九分会（造成職場）は、さきにまとまった福利厚生上改善をしてもらいたいとの要求にもとづいて、担当係長に対して話し合いに応じるよう申し入れた。

ところが係長は拒否。「職場の苦情については時間外に、何人かの人から意見を聞くことは許されているが、それ以外はできない」というのであった。

さらに追及したのにも、「新港と万田別々に話し合うのはよいが十九分会の代表としての話し合いはこまる」とらちがあかぬ。そのため分会は「代表を半分に。また時間外でもよいから」と、話し合いを求めている。

ところが回答はそれでも、「両作業所代表と同時に会うことはできない」と拒否してきた。

分会は、「会社のねらっているのは、CO分会としての十九分会の切り崩しだ」として、職場の闘いを強めるという。

判決は闘いの出発点

カネミ統一訴訟の判決について

小川 紘志

三月十日午前十時福岡地裁小倉支部（森永竜彦裁判長）において、カネミ油症全国統一訴訟（原告七百二十九名）の判決がいわたされ、カネミ倉庫と、PCBをカネミ倉庫に供給した鐘淵化学の責任を認め、原告側の勝訴となりました。

しかし、注目された国と北九州市の法的責任については、原告側の主張をしりぞけ、損害認容額についても、請求額（百十五億七千万円）の五二%の六十億円と、昨年十月の福岡判決より後退し、原告側にとって厳しい判決となっています。

カネミ油症は、昭和四十三年頃から食用として販売されたカネミ油に、PCBが混入していたため、この油製品を食べた人たちがPCBに冒され、全身の異様なブツブツ、内臓障害によるあらゆる機能の低下、黒い赤ちゃんなど、現代の医学では治療方法も解明できないPCB中毒患者となり、その被害は西日本一帯で届出数だけで一万四千人にもおよび、被害者とその家族は十年ものながい間、肉体的にも精神的にも言葉につくせない苦痛にさらされ、社会的、家庭的生活も根底から破壊されてきました。

もうけのためには、当然やらなければならない安全対策をないがしろにした企業と、これを許してきた政府のずさんな食品行政が、このような悲惨な食品公害を引起こしたものであり、その本質は、炭鉱における炭じん爆発や重大災害の激増など、人命無視の合理化と同じものです。

カネミ裁判は、昭和四十四年二月、福岡地区の被災者四十五名が福岡地裁にカネミ倉庫と鐘淵化学を相手に提訴したことからはじまり、四十五年十一月には大牟田、田川、北九州、福岡、山口、五島などの被災者三百一名（現在七百二十九名）が、さらに国や北九州市を被告に加えて全国統一民事訴訟を提起し、加害者の責任追及と被災者の完全救済、食品公害の根絶をめざして闘ってきました。

今回の判決は昨年十月の福岡判決につづいて、PCBを供給した鐘淵化学の責任は認めたものの、これまでの公害裁判の到達点を後退させたもので、被災者のながい苦しみを理解しない、まったく不当な判断となっています。

私たちは、カネミの仲間のながく苦しい闘いに深い敬意を表し、判決を出発点にさらに前進されることを期待するとともに、このカネミの闘いから積極的に学び、さらに団結と活動を強めて、一日も早く完全勝利の判決を勝ち取るため、連帯と共闘を強めていく決意です。

裁判提訴へ前進

山野遺族、原告団を結成

かねて、山野炭鉱ガス爆発の責任を追及する裁判の準備を進めていた山野炭鉱の遺族たちは、いよいよ原告団の結成に成功、裁判提訴に向かって大きく踏みだした。

結成式は二月二十五日福岡県嘉穂郡稲築町の公民館で開催され、三池大災害裁判原告団を代表して小川団長と永江事務局長が出席した。

山野炭鉱のガス爆発は、昭和四十年の六月一日に起き、そのため坑内に働く労働者が二百三十七名死亡、二十一名のCO中毒患者をだしたのだった。

その日公民館には、仕事帰りの遺族たちが三々五々集まってきて百名以上に達し、うれしそうな表情が心をうった。

小川団長は、「兄弟山の者同志として、これまで手をとって闘ってきた。今後も団結して闘おう。今日はおめでとう」と、闘いへの出発を祝福した。

弁護団の馬奈木先生は――

「こんなに被害を受けた遺族の苦しみがある反面、親会社の三井鉱山はぬくぬくとふとっている。弁護団も九州各県から七十五名が参加。遺族会も安心していただきたい」

弁護団代表の松本洋一先生や角銅立身先生からもあいさつがあって、最後に篠崎副会長が立って次のように決意を表明した。

「私達の悲願である裁判が始まることになった。弁護団の先生方にご迷惑をかけますが、遺族・被害者は、たとえ今後三井鉱山のきりくずしがあろうとも、二年半にもわたった裁判提訴準備活動の経験を生かし、謝罪させるまで一人も欠げることなく頑張ります」

代表として参加して、「力ある人は力を、知恵のある人は知恵を、金のある人は金をだし合い、先輩原告団として闘わなければならないと思う。七十五名の弁護団はもっとふえるという。私達も、しっかりせねばならない」とつくづく思った。

なお山野裁判原告団は遺族が百七十五名、CO患者二名。合計百七十七名という。

（この項、永江美由紀さんの手記を抜粋したものです）

国と製薬三社許せぬ

スモン裁判の判決に怒りの覚書

スモン患者家族　国村昌義

金沢地裁は三月一日、北陸スモン訴訟（第一次）について判決をいいわたしました。被告の、国と製薬三社の法的責任を明確に認めた原告勝訴の画期的な判決でしたが、賠償額については、スモン患者や被害者の永年にわたる深刻で悲惨な被害の実態から目をそらして、低額のものでありました。

もちろん、患者と家族は控訴しました。ご存知の通り、田辺製薬もただちに控訴し、また国も三月七日に控訴を決定しております。

田辺製薬は、因果関係について学界から全く相手にされない、亡霊のようなウイルス説を井上裁判長が否定しなかったことに力を得たかのように控訴しており、また新聞に見る国の控訴の理由も、まったく何をかいわんやであります。「法的責任はあくまで認めがたい。患者の救済は、それと別に行政責任として行う」と、こういっております。患者を無視した態度としか考えられません。

三月三日の対厚生省交渉では、全国にスモン患者がどれだけいるのか、ということさえ調査したことがないと答えた国が、どんな行政責任をもって救済をしようとするのか。具体的なものは、何一つとして患者に説明することができなかったのに。

行政上のこうした怠慢こそが、未曽有の薬害スモンを引き起こしたことを悪いとも思ってないような国の態度。すでにキノホルム原因説を認めながら、一方では控訴手続きをとりました。本来なら、国は金沢地裁判決での責任を認め、薬害根絶と被害者救済のためにすぐ手をうつのが当然であるにもかかわらず、こうした態度をとったのです。われわれはいま一度原点にかえり、現行の薬事法を改めさせ、安心して薬がのめる平和な世の中にしなければならないと考えます。

しかし、われわれ患者と家族の戦力は、被告を封じ込めて行くために十分なものかといえば、そうでないのです。より大きな戦力が必要なのです。そのためにも、皆様の絶大なるご支援を心よりお願い致します。

われわれ患者と家族は、今回被告の国と製薬三社がとった態度はどうしてもゆるせないのです。

田辺・武田の両製薬会社は、本社のシャッターを固く閉ざし、われわれ患者・家族に会うのを拒否し、寒い路上に立たせました。われわれはこのことをふまえ、早期完全救済と薬害根絶のため最後まで闘うものであります。

×

国村さんは、福岡スモンの会大牟田支部の支部長として、闘いの先頭に立ちながら活動されています。闘いの成功を心からお祈りいたしておきます。

COオルグ活動から教えられたこと

十九分会　加藤 秀雄

今回のCOオルグ活動に際し、愛媛県評、香川県評、徳島総評、高知総評、さらに各地区労の皆さん方にはお忙しいなかにも拘らずご協力いただきましたことを、心からお礼申し上げます。

初めてオルグ活動に参加しましたのでいささか緊張しましたが、役員の方々の気さくさと、職場の皆さん方からの「大変ですね。ご苦労さまです」「頑張ってください」との言葉に、日ましに気持もほぐれ、とにかく頑張らねば、と決意したことでした。

福田自民党政府の失策から、企業倒産の激増と、何とか不況を乗り切ろうと合理化を強行し、すべてのしわよせが労働者に押しつけられています。現に活動中に、多度津、波止浜造船の閉鎖によって、六百五十名の労働者が全員解雇されるというニュースを聞きました。

またある造船労組にいったとき聞いたのに、「今建造中の船ができあがったら、後はどうなるかわからない」、ともいわれているとのことでした。

その他鉄鋼関係、繊維関係の中でも、人員縮小の話が数多く聞かれました。このような状況の中でも、三池の大災害責任追及の裁判闘争資金づくりのためといえば、「うちも人員が減って申し訳ないが、〇〇本ばかり置いといてもらおうか」と、恐縮しながらいわれる言葉に、毎年のことだからというだけでは済まない気持がしたのでした。この不況の中で人員は減らされ、生産は半減という職場の不安を思えば、品物を置くのにとまどいを感ぜずにはおれなかったからです。

考えますと、私達の裁判闘争が円滑に進んでいるのも、このような労働者の暖いご理解とご協力によるものだということを忘れてはならず、私達原告も苦しさ、厳しさを乗り越えて闘うことが、最大の責任であることを、つくづく思ったことでした。

また三池労組として、COオルグ活動に参加する一般の組合員として、「これは毎年のことだから」といった考えなどつつしみ、接する皆さんに対して裁判の現状報告や、闘いの経過などを積極的に報告すべき義務がある、ことを痛切に感じているところです。

◇　◇

原告団消息

1日　原告団役員会議。

2日　田中泰久さん（万田作業所）の母堂きしさんの葬儀

5日　西島幸広さん、玉名市福島眼科に入院。

6日　上村裁判公判。福岡高裁。木永国雄さん（退職者。荒尾市中央区）の母堂テルオさん葬儀。

7日　〃みいけ〃原告団編集会議。

10日　原告団事務局会議。

12日　伯川良一さん、新港より荒尾市桜山町七班へ転居。

畠本一則さん（万田作業所）定年のため退職。

13日　田中泰久さん出勤。

おねがい

この三～四面は、原告団皆さんのものです。ですから、もっともっと原告の一人ひとりの皆さんからのご投稿をお待ちします。おねがいします。

――編集部